

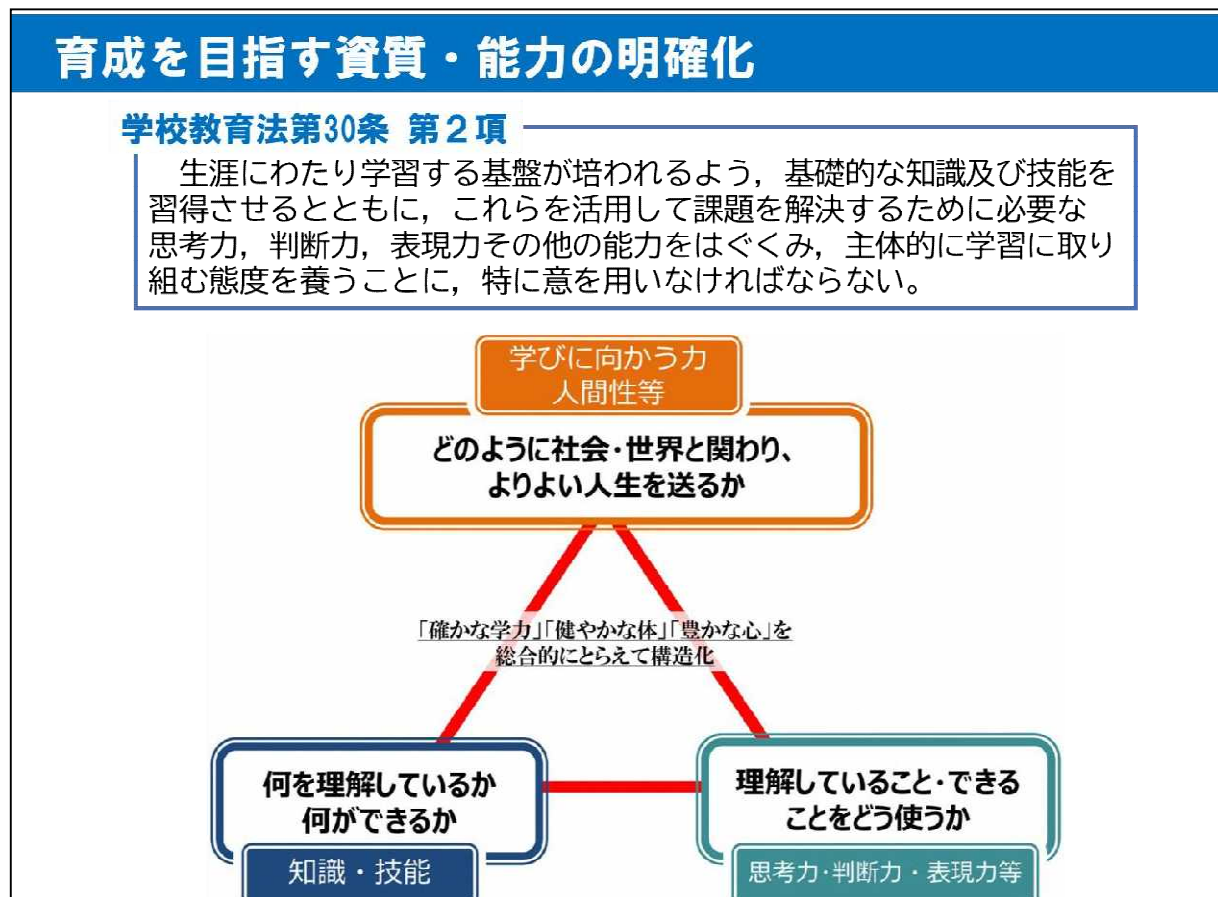
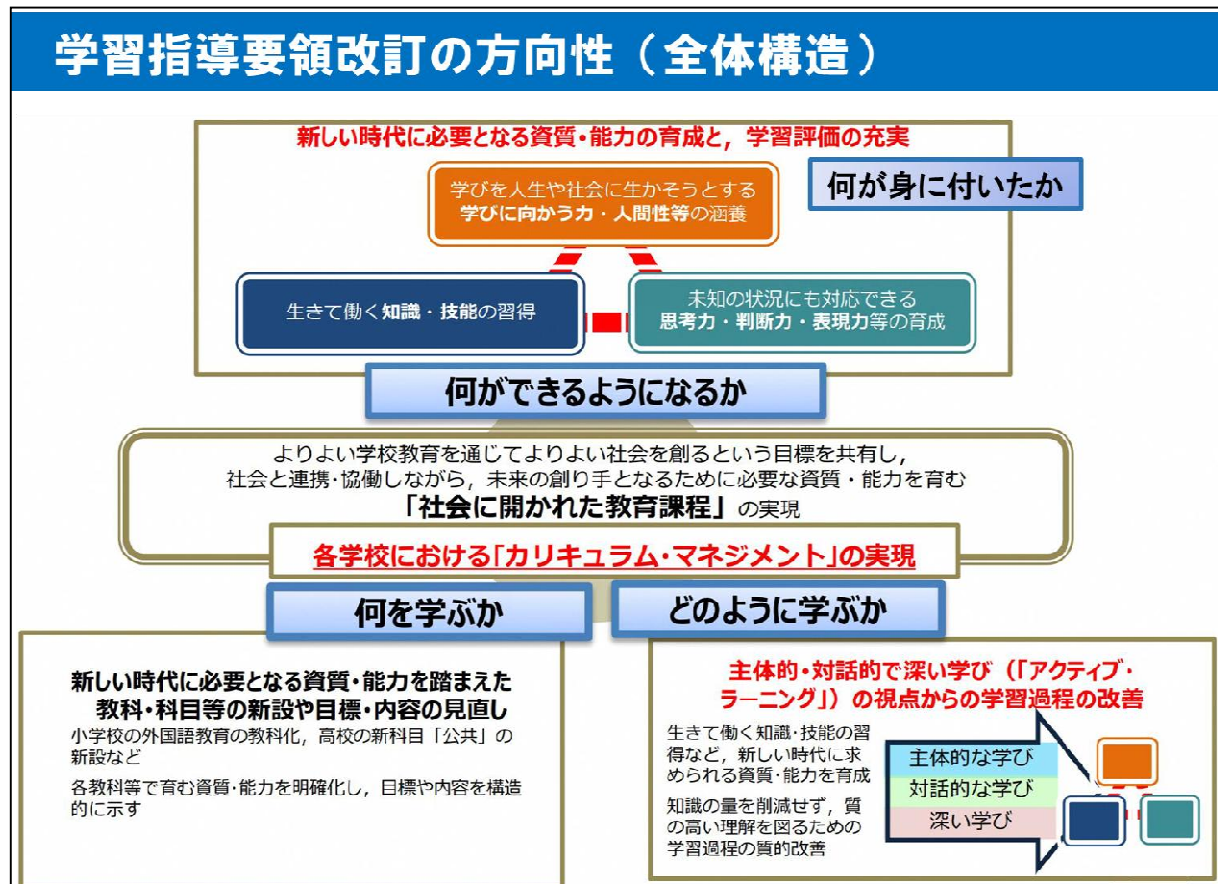
I 授業づくりの視点に関する資料

【参考】文部科学省発行の指導資料・映像資料
がん教育外部講師活用資料

授業づくりの視点に関する資料

①学習指導要領改訂の趣旨を踏まえた授業改善

学習指導要領は、生徒が「何を学ぶか」「何ができるようになるか」「どのように学ぶか」を整理して示し、「社会に開かれた教育課程」を実現する構造となっています。



②小学校から高等学校までの12年間の系統性を踏まえた授業改善

それぞれの時期のねらいを踏まえた授業づくりが求められます。保健の学習内容は、概ね同様の内容について、系統的、発展的に学びを深めていくよう構成されています。

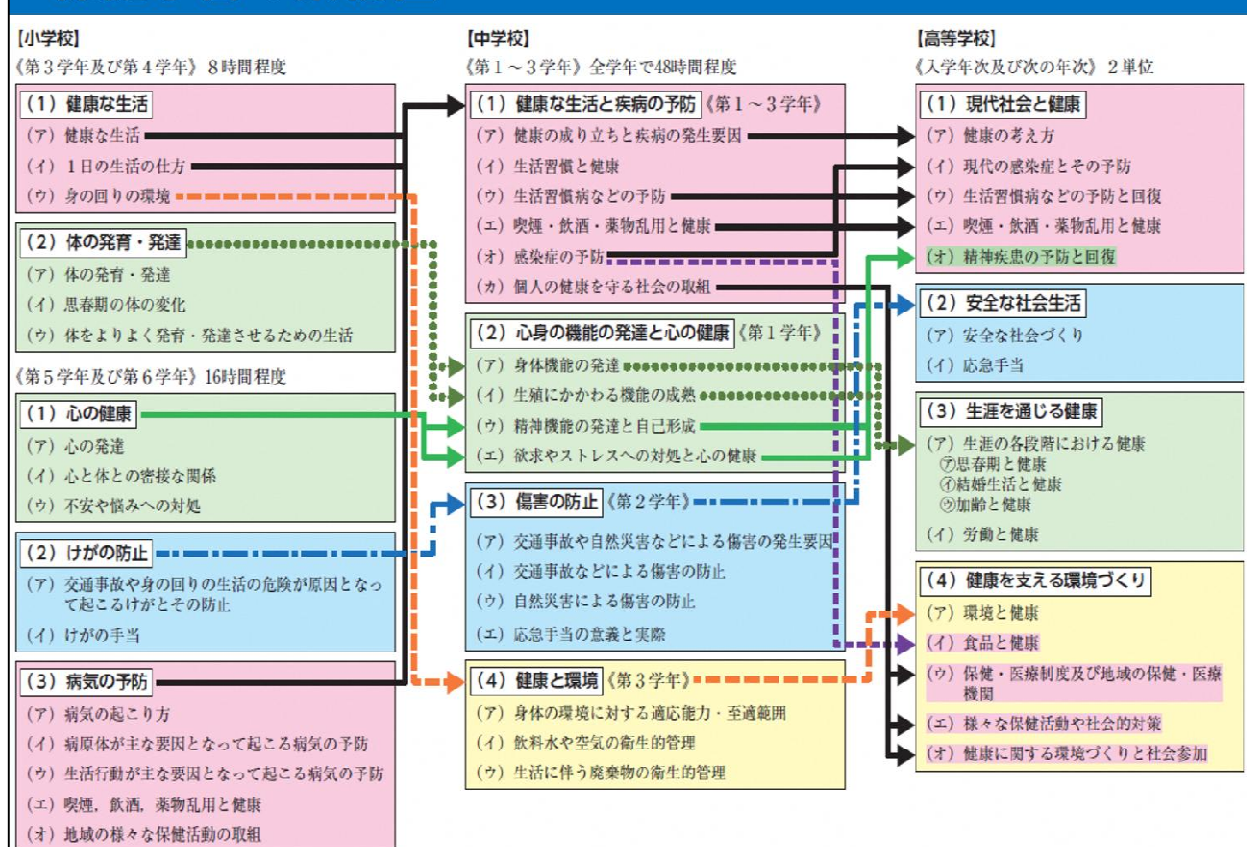
指導内容の体系化

保健体育は、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成するために、小学校から高等学校までの12年間の系統性、発達の段階を踏まえて、4年ごとのまとまりで指導内容を体系化しており、さらに2年ごとに内容をまとめています。

※線で囲われた領域は必修、点線で囲われた領域は1つ以上を選択

運動領域等	各種の運動の基礎を培う時期				多くの領域の学習を経験する時期				卒業後も運動やスポーツに多様な形で関わるができるようにする時期			
	小学校				中学校				高等学校			
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生	入学年次	次の年次	それ以降
体つくりの運動遊び		体つくり運動		体つくり運動		体つくり運動		体つくり運動	体つくり運動		体つくり運動	
器械・器具を用いた運動遊び		器械運動		器械運動		器械運動		器械運動	器械運動		器械運動	
走・跳の運動遊び		走・跳の運動		陸上運動		陸上競技		陸上競技	陸上競技		陸上競技	
水遊び		水泳運動		水泳運動		水泳		水泳	水泳		水泳	
表現リズム遊び		表現運動		表現運動		ダンス		ダンス	ダンス		ダンス	
ゲーム		ゲーム		ボール運動		球技		球技	球技		球技	
						武道		武道	武道		武道	
						体育理論		体育理論	体育理論		体育理論	
保健領域等				保健		保健		保健	保健		保健	
年間授業時数等	102時間	105時間	105時間	105時間	90時間	90時間	105時間	105時間	105時間	体育3年間で7~8単位 保健1単位 保健1単位		

保健学習の系統性



③主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善

ICT 機器を活用し、より良く「個別最適な学び」と「協働的な学び」をセットで進めていくことで、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につながります。

主体的・対話的で深い学びの実現

「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善について（イメージ）

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすること

【主体的な学び】

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「**主体的な学び**」が実現できているか。

【例】

- ・ 学ぶことに興味や関心を持ち、毎時間、見通しを持って粘り強く取り組むとともに、自らの学習をまとめ振り返り、次の学習につなげる
- ・ 「キャリア・パスポート（仮称）」などを活用し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりする



学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・
人間性等の涵養

生きて働く
知識・技能の
習得

未知の状況にも
対応できる
思考力・判断力・表現力
等の育成

主体的な学び
対話的な学び
深い学び

【深い学び】

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「**深い学び**」が実現できているか。

【例】

- ・ 事象の中から自ら問いを見だし、課題の追究、課題の解決を行う探究の過程に取り組む
- ・ 精査した情報を基に自分の考えを形成したり、目的や場面、状況等に応じて伝え合ったり、考えを伝え合うことを通して集団としての考えを形成したりしていく
- ・ 感性を働かせて、思いや考えを基に、豊かに意味や価値を創造していく

【対話的な学び】

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「**対話的な学び**」が実現できているか。

【例】

- ・ 実社会で働く人々が連携・協働して社会に見られる課題を解決している姿を調べたり、実社会の人々の話を聞いたりすることで自らの考えを広げる
- ・ あらかじめ個人で考えたことを、意見交換したり、議論したり、することで新たな考え方に気が付いたり、自分の考えをより妥当なものとしたりする
- ・ 子供同士の対話に加え、子供と教員、子供と地域の人、本を通して本の作者などとの対話を図る



令和の日本型学校教育

①個別最適な学び（「個に応じた指導」（指導の個別化と学習の個性化）を学習者の視点から整理した概念）

- ◆ 新学習指導要領では、「個に応じた指導」を一層重視し、指導方法や指導体制の工夫改善により、「個に応じた指導」の充実を図るとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整えることが示されており、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが必要
- ◆ GIGAスクール構想の実現による新たなICT環境の活用、少人数によるきめ細かな指導体制の整備を進め、「個に応じた指導」を充実していくことが重要
- ◆ その際、「主体的・対話的で深い学び」を実現し、学びの動機付けや幅広い資質・能力の育成に向けた効果的な取組を展開し、個々の家庭の経済事情等に左右されることなく、子供たちに必要な力を育む

指導の個別化

- 基礎的・基本的な知識・技能等を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等や、自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度等を育成するため、
・ 支援が必要な子供により重点的な指導を行うことなど効果的な指導を実現
・ 特性や学習進度等に応じ、指導方法・教材等の柔軟な提供・設定を行う

学習の個性化

- 基礎的・基本的な知識・技能等や情報活用能力等の学習の基盤となる資質・能力等を土台として、子供の興味・関心等に応じ、一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子供自身が学習が最適となるよう調整する

- ◆ 「個別最適な学び」が進められるよう、これまで以上に子供の成長やつまづき、悩みなどの理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援することや、子供が自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう促していくことが求められる
- ◆ その際、ICTの活用により、学習履歴（スタディ・ログ）や生徒指導上のデータ、健康診断情報等を利活用することや、教師の負担を軽減することが重要

それぞれの学びを一体的に充実し
「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる

②協働的な学び

- ◆ 「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、探究的な学習や体験活動等を通じ、子供同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることできるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することも重要
- ◆ 集団の中で個が埋没してしまうことのないよう、一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わせられ、よりよい学びを生み出す
- 知・徳・体を一体的に育むためには、教師と子供、子供同士の関わり合い、自分の感覚や行為を通して理解する実習・実験、地域社会での体験活動など、様々な場面でリアルな体験を通じて学ぶことの重要性が、AI技術が高度に発達するSociety5.0時代にこそ一層高まる
- 同一学年・学級はもとより、異学年間の学びや、ICTの活用による空間的・時間的制約を超えた他の学校の子供等との学び合いも大切

④学習指導要領の次期改訂に向けて

文部科学大臣は令和6年12月25日に学習指導要領の改訂について中央教育審議会に諮問しました。社会や経済の不確実性が増す中で、子どもたちが将来にわたって主体的に学び続ける力を身に付けることの重要性が高まっており、社会の状況や顕在化している課題を踏まえ、資質・能力の育成につながる分かりやすく使いやすい学習指導要領の在り方や、多様な個性や特性を持つ子供たちを包摂する柔軟な教育課程の在り方について議論が行われます。

初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について (令和6年12月25日中央教育審議会諮問)【概要】

子供たちを取り巻くこれからの社会の状況

- 不確実性の高まり(少子化・高齢化、グローバル情勢の混迷、生成AI等デジタル技術の発展等)
→子供たちは、**激しい変化が止まることのない時代を生きる**
- 労働市場の流動性の高まり、マルチステージの人生モデルへの転換
→自らの人生を舵取りする力を身に付けることの重要性
- 内なるグローバル化やデジタル化の負の側面等による社会の分断の芽への指摘
→多様な他者と、当事者意識を持った対話により問題を発見・解決できる「**持続可能な社会の創り手**」を育てる必要性
- テクノロジーは変化に伴う困難だけでなく多様な個人の思いを具現化するチャンスも生み出す
→生産年齢人口が急減する中、あらゆる資源を総動員し、全ての子供が豊かな可能性を開花できるようにすることが不可欠

現在の学校現場の状況

- 現行学習指導要領は、「社会に開かれた教育課程」を理念に掲げ、「何を学ぶか」だけではなく、「**何ができるようになるか**」を明確化し、「どのように学ぶか」の重要性を強調し、「**主体的・対話的で深い学び**」の視点からの授業改善を提示
- コロナによる制約に苦しみながらも、GIGAスクール構想による1人1台端末環境も活用し、**精力的な授業改善が行われてきた**
- 全国学力・学習状況調査やOECDのPISA調査において地域間格差・学力格差の改善も見られている
→我が国の初等中等教育は、**質の高い教師の努力と熱意に支えられ、大きな成果を上げ続けている**

顕在化している課題

①主体的に学びに向かうことができていない子供の存在

- ・ 学ぶ意義を十分に見いだせず、主体的に学びに向かうことができていない子供の増加
- ・ 不登校児童生徒、特別支援教育の対象となる児童生徒や外国人児童生徒、特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の充実とともに、多様性を包摂し、可能性を開花させる教育の実現が喫緊の課題
- ・ これらに向き合うことは、「**正解主義**」や「**同調圧力**」への偏りから脱却するとともに、**民主的かつ公正な社会の基盤**として学校を機能させ、**分断や格差の拡大を防ぎ、共生社会を実現する観点からも重要**

②学習指導要領の理念や趣旨の浸透は道半ば

- ・ 習得した知識を現実の事象と関連付けて理解すること、**概念としての知識の習得や深い意味理解**をすること、**自分の考えを持ち、根拠を持って明確に説明**すること、**自律的に学ぶ自信**がある生徒が少ないこと、等に依然として課題
- ・ 子供の**社会参画の意識**、**将来の夢を持つ子供の割合**等についても、改善傾向も見られるものの国際的に見て低い状況

③デジタル学習基盤の効果的な活用

- ・ デジタル学習基盤(※)は、一人一人のよさを伸ばし、困難の克服を助ける大きな可能性を秘めているが、**効果的な活用は緒に就いたばかり**
- ・ 我が国のデジタル競争力は国際比較でも低位であり、**デジタル人材育成強化は喫緊の課題**
- ・ 「**デジタルの力でリアルな学びを支える**」などの基本的な考えに立ち、**バランス感覚を持って、積極的に取り組む必要**

(※) GIGAスクール構想による1人1台端末やクラウド環境等のデジタル学習基盤

○ 子供たちが社会で活躍する2040年代を展望するとき、初等中等教育が果たすべき役割はこれまで以上に大きい

→これまでのよい部分を継承し、課題を乗り越え、高等教育との接続改善や国際的な潮流にも配慮しながら、**新たな時代にふさわしい在り方を構築する必要**

○ 教師の努力と熱意に対して過度な依存はできず、教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向き合う必要性

→令和6年8月の中央教育審議会答申に基づく教員の勤務環境整備と整合させつつ、「**令和の日本型学校教育**」を持続可能な形で継承・発展

※別途諮問している「多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について」に係る検討と連携

主な審議事項

1 質の高い、深い学びを実現し、分かりやすく使いやすい学習指導要領の在り方

- 生成AIが発展する状況の下、知識の概念としての習得や深い意味理解を促し、**学ぶ意味や社会とのつながりが重要**となる中、そうした授業改善に直結する学習指導要領とするための方策(特に、各教科等の中核的な概念等を中心に、目標・内容を一層構造化)
- 目標・内容の記載に表形式等を活用すること、**学校種間・教科等間の関係を俯瞰しやすくすることのほかに、デジタル技術を活用した工夫の在り方**
- **重要な理念の関係性の整理**(「**主体的・対話的で深い学び**」、「**個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実**」、「**学習の基盤となる資質・能力**」等)
- **デジタル学習基盤の活用を前提とした、資質・能力をよりよく育成するための各教科等の示し方**
- **学習改善・授業改善に効果的な評価の観点や頻度、形成的・総括的評価の在り方**(特に、「**主体的に学習に取り組む態度**」をはじめ観点別学習状況の把握をより豊かな評価につなげるための改善)

2 多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程の在り方

- **興味・関心や能力・特性に応じて子供が学びを自己調整し、教材や方法を選択できる学習環境デザイン**の重要性、**デジタル学習基盤を前提とした新たな時代にふさわしい学びや教師の指導性の在り方**
- 教師に「**余白**」を生み、**教育の質の向上に資する可能性も含めた、子供たちの可能性が輝く柔軟な教育課程編成の促進の在り方**(各種特別校制度等を活用しやすくすること、**標準授業時数に係る柔軟性、学習内容の学年区分に係る弾力性、単位授業時間や年間の最低授業週数の示し方**)
- **高等学校の生徒の多様性に応える柔軟な教育課程の実現のための、全日制・定時制・通信制を含めた諸制度の改善の在り方**
- **不登校児童生徒や特定分野に特異な才能のある児童生徒など、各学校が編成する一つの教育課程では対応が難しい子供を包摂するシステムの構築に向けた教育課程上の特例等の在り方**

3 各教科等やその目標・内容の在り方

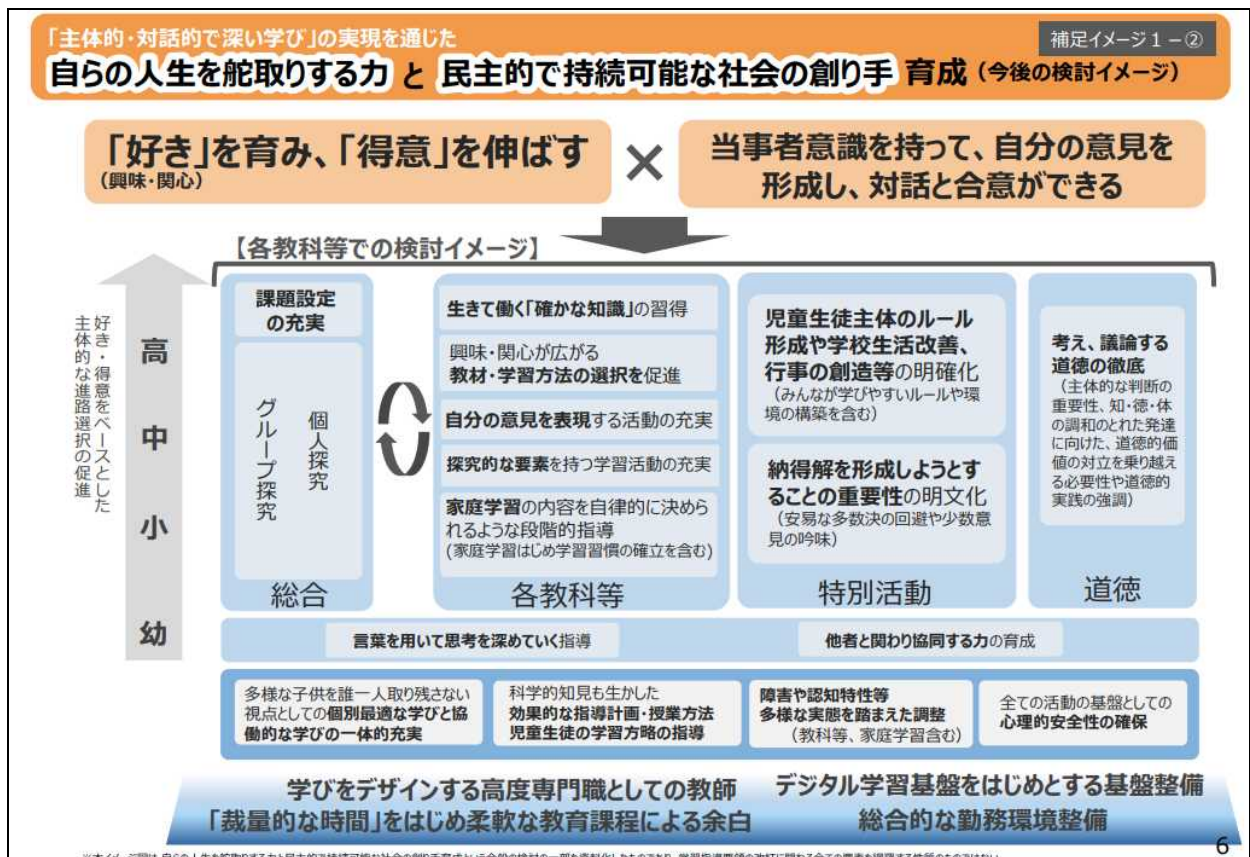
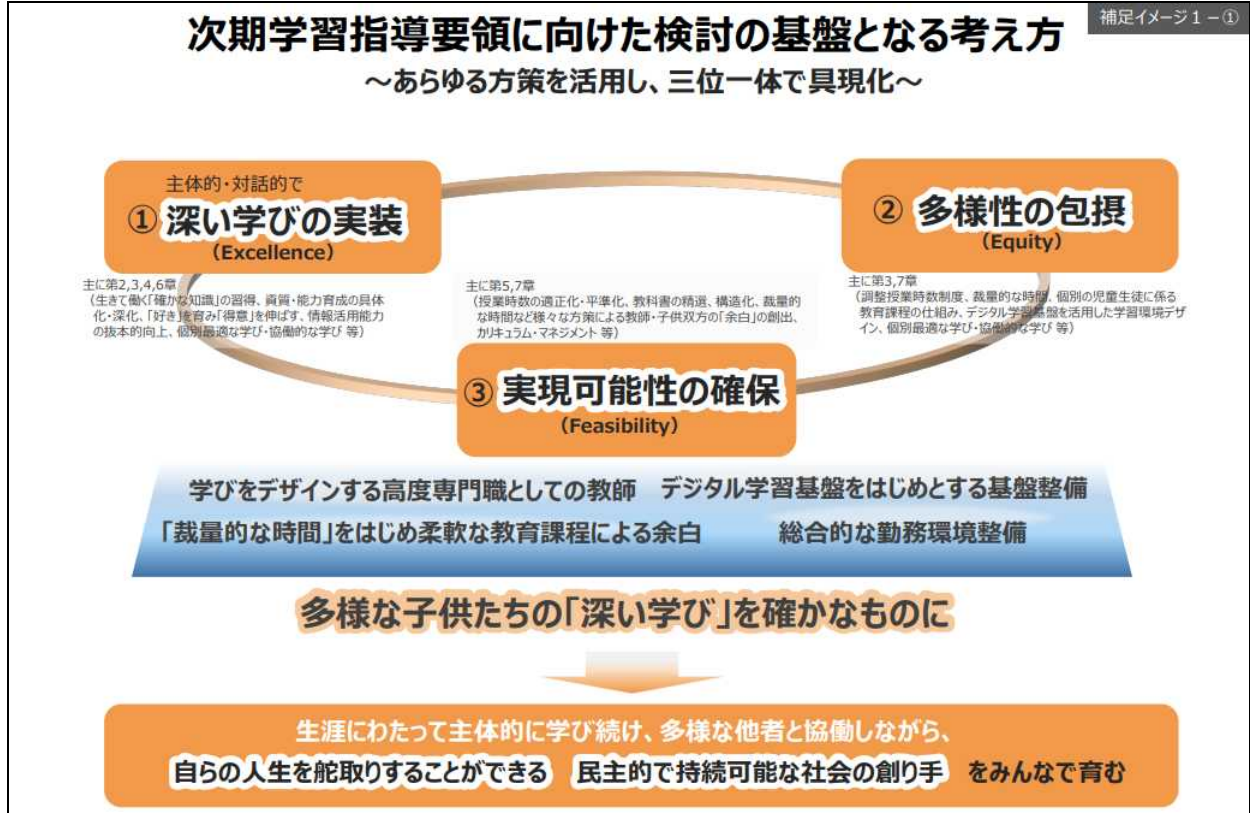
- **小中高等学校を通じた情報活用能力の抜本的向上を図る方策**(生成AI等に関わる教育内容の充実、情報モラルやメディアリテラシーの育成強化を含む)
- **質の高い探究的な学びを実現するための「総合的な学習の時間」、「総合的な探究の時間」の改善の在り方**(情報活用能力の育成との一体的な充実等を含む)
- **高等教育段階でデジタル・理数分野への学部転換等の取組が進む中での、初等中等教育段階における文理横断・文理融合の観点からの改善の在り方**
- **生成AIの活用を含めた今後の外国語教育の在り方や、手軽に質の高い翻訳も可能となる中での外国語を学ぶ意義についての考え方**
- **教育基本法、学校教育法等に加え、こども基本法の趣旨も踏まえた主体的に社会参画するための教育の改善の在り方**
- **多くの教科・科目の構成の改善が行われた高等学校教育について、その一層の定着を図るとともに、職業教育を含めた今後の改善の在り方**
- **特別支援学級や通級指導に係る特別的教育課程、自立活動の充実等を含む、障害のある子供の教育的ニーズに応じた特別支援教育の在り方**
- **幼児教育と小学校教育との円滑な接続の改善の在り方、設置者や施設類型を問わず、幼児教育の質の向上を図る共通の方策**

4 教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向き合うことを含む、学習指導要領の趣旨の着実な実現のための方策

- **教育課程の実施に伴う過度な負担や負担感が生じにくい**在り方(学習指導要領や解説、教科書、入学者選抜、教師用指導書を含む)
- **現在以上に増加させないことを前提とした年間の標準総授業時数の在り方、教育課程の実施に伴う負担に留意した上での、現代的な諸課題を踏まえた様々な教育の充実の在り方**
- **新たな学びにふさわしい教科書の内容や分量、デジタル教科書の在り方**
- **情報技術など変化の激しい分野において、教師の負担軽減を図りつつ最新の教育内容を扱うことを可能とするための方策**
- **各学校での柔軟な教育課程編成を促進し、多様な取組の展開に資する、教育委員会への支援強化、指導主事等の資質・能力の向上の在り方**
- **コミュニティ・スクールを含む地域や家庭との連携・協働を促進しつつ、過度な負担を生じさせずにカリキュラム・マネジメントを充実させる方策**
- **学習指導要領の趣旨・内容について、保護者をはじめ社会全体と共有するとともに、学校種を超えて一人一人の教師に浸透を促す方法の在り方**

⑤次期学習指導要領に向けた基本的な考え方

令和7年9月25日に中央教育審議会の教育課程企画特別部会が13回にわたる検討の結果を取りまとめ、今後の検討の深化や各WG等での検討の前提として整理しました。この論点整理では、改訂議論を貫く三つの方向性として①「主体的・対話的で深い学び」の実装、②多様性の包摂、③実現可能性の確保が示され、自らの人生を舵取りする力と民主的な社会の創り手を育成するといった次期学習指導要領に向けた基本的な考え方が示されました。そして、分かりやすい学習指導要領として構造化や表形式化、デジタル化を一体的に進めることや、「学びに向かう力、人間性等」「見方・考え方」の再整理等の方向性が示されました。



⑥体育・保健体育、健康、安全ワーキンググループにおける検討事項等

体育・保健については、体育・保健体育、健康、安全WGにて次期学習指導要領に向けての検討が進められています。WGでは、社会の状況や学校の状況、子供たちの状況をスライドのように整理し、教育課程企画特別部会の議論と体育・保健体育、健康、安全に関する課題を踏まえて検討を進めています。

体育・保健体育等に関する社会や学校等の状況

1. 社会の状況

少子化・高齢化

生産年齢人口の減少

デジタル化の加速

健康・安全に関する課題の多様化・複雑化

スポーツ基本法改正

多様性の包摂

2. 学校の状況

学びを人生や社会に活かそうとする
学びに向かう力、人間性等の活用

「社会に開かれた教育課程」実現のためのカリキュラムマネジメント

- ・主体的・対話的で深い学びの視点からの学習過程の改善
- ・デジタル学習基盤を活用した効果的な学習
- ・部活動改革（部活動の地域展開等）の推進

3. 子供たちの状況

- 運動に関しては、体育の授業等を通じて、運動好きな子供や日常から運動に親しむ子供を増加させ、生涯にわたって運動やスポーツを継続し、心身共に健康で幸福な生活を営むことができる資質や能力の育成が図られている。
- 一方で、卒業後も運動やスポーツを行いたいと考える子供の二極化や男女で運動・スポーツの実施に関して肯定的な回答の割合に差が見られるなどの課題が見られる。また、体力調査の結果においても、全体としてコロナ禍前の水準には戻っていない。
- 健康に関しては、性や薬物等に関する情報の入手が容易になるなど、子供たちを取り巻く環境が大きく変化している。また、食を取り巻く社会環境の変化により、栄養摂取の偏りや朝食欠食といった食習慣の乱れ等に起因する肥満や生活習慣病、食物アレルギー等の健康課題が見られる。
- 様々な自然災害の発生、SNSの普及に伴う児童生徒等の被害や性犯罪・性暴力、熱中症や水難事故といった課題が近年顕在化しており、子供を取り巻く健康・安全に関する環境の変化が激しい。

ワーキンググループにおける検討事項・論点

1. 教育課程企画特別部会の議論を踏まえた検討事項

1. 体育科・保健体育科を通じて育成する資質・能力のあり方・示し方
 - 「学びに向かう力・人間性等」や「見方・考え方」の新しい整理を踏まえた目標の示し方
 - 中核的な概念等に基づく内容の一層の構造化や、その過程における必要に応じた精選のあり方
 - 体育科・保健体育科の特質を踏まえた、表形式を活用した目標・内容の分かりやすい示し方
2. 体育科・保健体育科の指導と評価の改善・充実のあり方
 - デジタル学習基盤の活用や情報活用能力の育成強化を前提とした、体育科・保健体育科における「主体的・対話的で深い学び」の一層の充実を図るための方策
 - 資質・能力の育成のために効果的かつ過度な負担が生じにくい体育科・保健体育科の評価のあり方
3. 誰一人取り残さず資質・能力を育む柔軟な教育課程のあり方
 - 義務教育における調整授業時数制度や、高等学校における科目の柔軟な組み替えを可能とする仕組みを前提とした場合に、考えられる教育課程・学習指導の工夫のあり方
 - 教育課程の柔軟化に伴って生じうる課題とそれを防ぐための運用のあり方

2. 体育・保健体育、健康、安全に関する課題を踏まえた固有の検討事項

1. 運動に関する課題
 - 運動・スポーツに関する学びの本質的な意義や価値の明確化
 - 幼児期からの発達の段階等を踏まえた系統的な指導内容のあり方
 - 指導内容として示してきた「態度」の考え方
 - デジタル学習基盤の効果的な活用のあり方
2. 保健に関する課題
 - 子供を取り巻く現代的な健康課題や学ぶ価値・意義を踏まえた発達段階に応じた学習内容(教科等横断的な視点を含む)
 - 保健の中核的な概念や具体的な生活行動等との関係性に関する分かりやすい示し方
3. 安全に関する課題
 - 学んだ知識を日常生活で行動化する実践力を身に付けるとともに、安全で安心な社会づくりに参加・貢献するため、主体的・協働的な取組を促す学習の充実
 - 社会構造の変化に伴う現代的課題を含めた様々な課題に対応できる学習内容(教科等横断的な視点を含む)
4. 1～3を実現する上での環境整備に関する課題
 - カリキュラム・マネジメントの観点等を踏まえた、外部人材の活用や外部機関との連携
 - 気候変動の影響等を踏まえた、運動・スポーツの実施機会・場所の在り方など、持続可能性の確保

[引用] 文部科学省ホームページ：体育・保健体育、健康、安全WG参考資料

このWGは、令和7年度は7回にわたり検討を進めており、「目標」や「見方・考え方」等に用いる表現や示し方を整理しています。また、発達の段階等を踏まえた系統的な指導内容の在り方を検討し、体育と保健の学習の系統性の改善を図っています。

各段階を見通した保健体育科の学習の充実について

【領域】	多くの領域の運動を経験するとともに スポーツの文化や理論の基礎に触れる時期								卒業後も運動やスポーツに多様な楽しみ方で 豊かに関わることができるようになる時期			
	小学校				中学校				高等学校			
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生	入学年次	次の年次	それ以降
健康	体づくりの運動遊び		体づくりの運動遊び		体づくり運動		体づくり運動		体づくりの運動		体づくりの運動	
人間関係	器械・器具を 使った運動遊び		器械・器具を 使った運動遊び		器械運動		器械運動		器械運動		器械運動	
環境	走・跳の運動遊び		走・跳の運動遊び		陸上運動		陸上運動		陸上競技		陸上競技	
言葉	水遊び		水遊び		水泳運動		水泳運動		水泳		水泳	
表現	表現リズム遊び		表現リズム遊び		表現運動		表現運動		ダンス		ダンス	
【幼児期の終わりまでに育ってほしい姿】	ゲーム		ゲーム		ボール運動		ボール運動		球技		球技	
健康な心と体												
自立心												
協同性												
道徳性・規範意識の芽生え												
社会生活との関わり												
思考力の芽生え												
自然との関わり・生命尊重												
数量や図形・標識や文字などへの関心・感覚												
言葉による伝え合い												
豊かな感性と表現												
	保健領域				保健分野				科目保健			

・神経系の発達が完成に近づく時期
・内発的動機づけに基づき、誰一人取り残すことなく子供たちが夢中になって全力で取り組む「運動遊び」を通じて学ぶ
・子供たちの「好き」「やってみたい」等の欲求を丁寧に育てつつ、生涯にわたって運動・スポーツに親しみ心身の基礎を豊かに育む

・筋骨格系や呼吸循環器系が発達し、身体の充実にもつながる運動のスケールが広がり、ある程度スポーツの文化や理論に触れることができるようになる時期
・体育理論との往還も意識しつつ、これまでの動きや運動の経験を生徒にわたって豊かに働く資質・能力へ昇華させる

・身体の発達がほぼ完成に近づき、自己の状況に合わせてより競技的な活動に挑戦したり、理論を踏まえて運動・スポーツを楽しんだりできるようになる時期
・豊かなスポーツライフの実現を見据えて、自分にとっての運動・スポーツの価値や意義を見いだす楽しみ方を考え選択する

発達の段階等を踏まえつつ、子供たちの「好き」「楽しい」を丁寧に育みながら、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現することにつながる

○ 小4までの「運動遊び」を通した学びの成果を踏まえた小5～中2の段階において、運動技能も含めて子供たちの状況等が一層多様化し、いわゆる「運動嫌い」という認識が発生しやすい段階ということ踏まえ、全ての子供が安心して楽しく運動に取り組むことができる機会を一層保障することが必要ではないか。

○ そこで、小中の接続は、ルール等を簡易なものとした「運動」を通して学びを基本としてなめらかなものとしつつ、中2までの段階において、「運動」を通して全ての子供が安心して多くの領域の運動を豊かに経験できるようにしてはどうか。こうすることは、中3からの種目選択の段階に入った際、子供たちが各運動の特性と自らの関心を踏まえて主体的に種目を選択することにもつながり、豊かなスポーツライフの実現につながる学びの深まりに資するのではないか。

○ 中3からの段階では、「運動・スポーツを主体的に選択すること(自己選択)」「生涯スポーツの楽しみ方を見出し、運動・スポーツの楽しみ方を考えること(豊かなスポーツライフの実現)」を基本的な考え方としたうえで、過度に高度化している部分もあるのではないかと指摘のある系統を見直し、技能の高度化が意識されがちであったり、競技ルールでないといけない等と捉えられがちな状況を解消することで、子供たちが状況等にに応じて仲間とともに運動・スポーツの楽しさを一層味わうことができ、卒業後も運動・スポーツを多様に楽しむ豊かなスポーツライフを実現するという、選択制を用いる趣旨を踏まえた指導が一層充実するのではないか。

○ 今般の12年間を通した改善は、単に技能の水準を下げるということではなく、全ての子供たちの発達の段階等にに応じた豊かな学びを保障し、子供たちの「好き」「楽しい」を丁寧に育みながら、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフの実現につながるという趣旨であることを十分に周知するとともに、教師がこうした趣旨を踏まえた授業イメージを持てるような方策が必要ではないか。

○ 中高の「体育理論」については、内容構成は現行を維持しつつ、改正スポーツ基本法の考え方を取り入れつつ内容を検討していくこととしてはどうか。

5

保健の学習の系統性の改善イメージ (Ver.2)

【領域】	小学校 体育科保健領域		中学校 保健体育保健分野			高等学校 保健体育科「科目保健」
	3・4年	5・6年	1年	2年	3年	入学年次及び次の年次
健康	実践的に 身近な生活を中心とした 健康・安全に関する基礎的な内容		科学的に 個人生活を中心とした 健康・安全に関する内容			総合的に 個人及び社会生活における 健康・安全に関する内容
人間関係	健康な生活		健康な生活			健康な生活と現代社会
環境	体の 発育・発達		身体の機能の 発達			生涯を通じる健康
言葉	心の健康		心の健康			心の健康と対策
表現	けがの防止		傷害の防止			安全な社会生活
【幼児期の終わりまでに育ってほしい姿】	病気の予防		疾病の予防			疾病の予防と対策
健康な心と体			健康と環境			健康を支える環境づくり
自立心						
協同性						
道徳性・規範意識の芽生え						
社会生活との関わり						
思考力の芽生え						
自然との関わり・生命尊重						
数量や図形・標識や文字などへの関心・感覚						
言葉による伝え合い						
豊かな感性と表現						

改善の方向性

○ **内容のまとまり相互の関係性の複雑さを解消**
これまで、内容のまとまり相互の関係性が複雑になっていたり取り扱う内容が広範になり過ぎていたものを必要に応じて細分化する等し、各段階を見通した系統的な指導がしやすい整理に見直し。(Ver.1の考え方を踏襲)

○ **各段階における学びの順序性を整理**
各段階において、健康の大切さ等に係る基礎的な資質・能力を身に付けながら、その基礎を元に少しずつ学習の範囲や深さを充実していくことができるよう、まず「健康な生活」について学び、続いて「身体や心」について理解を深めていくような整理に見直し。(前回WGで指摘のあった、中「心の健康」と中「傷害の防止」は現行と同様、それぞれ第1学年と第2学年に整理)

○ **各段階における学びのイメージに一層即した表現に改善**
小学校段階では、身近な生活に照らしながら実践的に学ぶ中で健康・安全等に関する基礎を培うこと、中学校段階では、抽象的な思考なども可能になることを踏まえつつ自他の健康・安全等に関する内容をより科学的に捉え直すこと、高校段階では、社会との関わりや生涯を見通す視点を取り入れながら総合的に健康・安全等について理解を深めるといった学習イメージを端的に表現し、あわせて周知を図っていく。(表の最上段)

※ 高等学校は各学校において取り扱う順序を設定する
※ 具体的な内容等は追って検討する

9

[引用] 文部科学省ホームページ：体育・保健体育、健康、安全WG 参考資料
文部科学省は学習指導要領改訂の過程をオープンにしていることから、次期学習指導要領の方向性について確認しながらも、現行の学習指導要領を着実に実施することが大切です。

学習指導要領 体育科、保健体育科 内容及び内容の取扱いの改善

以下、文部科学省 HP (<http://www.mext.go.jp/>) 資料より抜粋し、一部加工

小学校体育科

(7) 資質・能力の育成に向けた内容構造の整理

体育については、「体育の見方・考え方」を働かせて、資質・能力の三つの柱を育成する観点から、運動に関する「知識及び技能」、運動に関する課題の発見・解決等のための「思考力、判断力、表現力等」、主体的に学習に取り組む態度等の「学びに向かう力、人間性等」に対応した内容で示すこととした。その際、児童生徒の発達の段階を踏まえて、学習したことを実生活や実社会に生かすとともに運動の習慣化につなげ、豊かなスポーツライフを継続することができるよう、小学校、中学校、高等学校を通じて系統性のある指導ができるように、引き続き指導内容の体系化を図ることを重視した。

なお、運動領域においては、「学びに向かう力、人間性等」に対応した、公正、協力、責任、参画、共生及び健康・安全の具体的な指導内容を示すこととした。

(イ) 指導内容の系統性を踏まえた指導内容の一層の充実

生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現に向けて、小学校から高等学校までの12年間を見通して、学習したことを実生活や実社会に生かし、運動の習慣化につなげ、豊かなスポーツライフを継続することができるよう、「各種の運動の基礎を培う時期」、「多くの領域の学習を経験する時期」、「卒業後も運動やスポーツに多様な形で関わることができるようにする時期」といった発達の段階のまとまりを踏まえ、幼稚園並びに中学校との接続を重視し、系統性を踏まえた指導内容の一層の明確化を図ることとした。

具体的には、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現に向けて、発達の段階のまとまりを踏まえて、体育科で求められる資質・能力を育成するためには、「カリキュラム・マネジメント」及び主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進することが重要であることから、幼稚園段階との接続及び中学校への見通しを重視し、指導内容の系統性を改めて整理し、各領域における指導内容の重点化を図ることとしたものである。

(ウ) 運動やスポーツとの多様な関わりを重視した内容の改善

豊かなスポーツライフの実現を重視し、スポーツとの多様な関わり方を楽しむことができるようにする観点から、体力や技能の程度、年齢や性別及び障害の有無等にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方や関わり方を共有することができるよう、共生の視点を踏まえて指導内容を示すこととした。

(エ) 体づくり運動系

低学年については、新たに領域名を「体づくりの運動遊び」とし、内容を「体ほぐしの運動遊び」及び「多様な動きをつくる運動遊び」で構成した。中学年については、従前どおり領域名を「体づくり運動」とし、内容を「体ほぐしの運動」及び「多様な動きをつくる運動」で構成した。

高学年については、従前どおり領域名を「体づくり運動」とし、内容を「体ほぐしの運動」及び「体の動きを高める運動」で構成した。また、「体の動きを高める運動」については、体の柔らかさ及び巧みな動きを高めることに重点を置いて指導することを、従前どおり「内容の取扱い」に示した。

なお、「体づくりの運動遊び」及び「体づくり運動」については、2学年間にわたって指導することを、従前どおり「内容の取扱い」に示した。

(オ) 器械運動系

従前どおり。

(カ) 陸上運動系

従前どおり。

「走・跳の運動(遊び)」及び「陸上運動」については、児童の実態に応じて投の運動(遊び)を加えて指導することができることを新たに「内容の取扱い」に示した。

(キ) 水泳運動系

低学年については、従前どおり。

中学年については、新たに領域名を「水泳運動」とし、内容を「浮いて進む運動」及び「もぐる・浮く運動」で構成した。

高学年についても、新たに領域名を「水泳運動」とし、内容を「クロール」、「平泳ぎ」及び「安全確保につながる運動」で構成した。また、水中からのスタートを指導すること及び学校の実態に応じて背泳ぎを加えて指導することができることを、従前どおり「内容の取扱い」に示した。

なお、適切な水泳場の確保が困難な場合には、「水遊び」及び「水泳運動」を取り扱わないことができるが、これらを安全に行うための心得については、必ず取り上げることを、従前どおり「指導計画の作成と内容の取扱い」に示した。

(ク) ボール運動系

低学年については、従前どおり。

中学年についても、従前どおり領域名を「ゲーム」とし、内容を「ゴール型ゲーム」、「ネット型ゲーム」及び「ベースボール型ゲーム」で構成した。また、「ゴール型ゲーム」については、味方チームと相手チームが入り交じって得点を取り合うゲーム及び陣地を取り合うゲームを取り扱うものとするを、新たに「内容の取扱い」に示した。

高学年についても、従前どおり領域名を「ボール運動」とし、内容を「ゴール型」、「ネット型」及び「ベースボール型」で構成した。また、ゴール型はバスケットボール及びサッカーを、ネット型はソフトバレーボールを、ベースボール型はソフトボールを主として取り扱うものとするが、これらに替えてハンドボール、ラグビー、フットボールなどア、イ及びウの型に応じたその他のボール運動を指導することもできることを、新たに「内容の取扱い」に示した。なお、学校の実態に応じてベースボール型は取り扱わないことができることを、従前どおり「内容の取扱い」に示した。

(ケ) 表現運動系

従前どおり。

(コ) オリンピック・パラリンピックに関する指導

オリンピック・パラリンピックに関する指導については、各運動領域の内容との関連を図り、ルールやマナーを遵守することやフェアなプレイを大切にすることなど、児童の発達の段階に応じて、運動を通してスポーツの意義や価値等に触れることができるようにすることを、新たに「指導計画の作成と内容の取扱い」に示した。

(カ) 集団行動

引き続き「指導計画の作成と内容の取扱い」に示した。

(シ) 雪遊び、氷上遊び、スキー、スケート、水辺活動などの取扱い

引き続き「指導計画の作成と内容の取扱い」に示した。

(ス) 保健領域

保健領域については、第3学年・第4学年では、「健康な生活」及び「体の発育・発達」の知識と思考力、判断力、表現力等の指導内容を明確にし、内容を構成した。

また、第5学年・第6学年では、「心の健康」、「けがの防止」の知識及び技能、「病気の予防」の知識と、それぞれの思考力、判断力、表現力等の指導内容を明確にし、内容を構成した。

なお、運動領域との関連を重視する視点から、「健康な生活」、「体の発育・発達」、「病気の予防」については、運動に関する内容を充実して示すこととした。

中学校保健体育科

〔体育分野〕

(7) 資質・能力の三つの柱を踏まえた内容構造の見直し

体育については、体育分野において育成を目指す資質・能力を明確にするとともに、豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育成する観点から、運動に関する「知識及び技能」（中学校段階以降の知識では、運動の成り立ちや多様な楽しみ方につながる知識等も含む）、運動課題の発見・解決等のための「思考力、判断力、表現力等」、主体的に学習に取り組む態度等の「学びに向かう力、人間性等」に対応した内容を示すこととした。その際、児童生徒の発達の段階を踏まえて、学習したことを実生活や実社会に生かすとともに運動の習慣化につなげ、豊かなスポーツライフを継続することができるよう、小学校、中学校、高等学校を通じた系統性を踏まえて、引き続き指導内容の体系化を図ることを重視した。

なお、体育分野においては、「学びに向かう力、人間性等」の内容は、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現に向けた体育学習に関わる態度に対応した、公正、協力、責任、参画、共生及び健康・安全の具体的な指導内容を示すこととした。

(イ) 12 年間の系統性を踏まえた指導内容の見直し

3 年間の見直しをもった年間指導計画の作成及び指導計画の実施・評価・改善等を重視した「カリキュラム・マネジメント」を実現する観点及び「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進する観点から、小学校から高等学校までの 12 年間を見通して、「各種の運動の基礎を培う時期」、「多くの領域の学習を経験する時期」、「卒業後も運動やスポーツに多様な形で関わることができるようにする時期」といった発達の段階のまとまりを踏まえ、小学校段階との接続及び高等学校への見直しを重視し、系統性を踏まえた指導内容の見直しを図ることとした。

具体的には、小学校段階との接続及び高等学校への見直しを重視し、指導内容の系統性を改めて整理するとともに、各領域における（2）思考力、判断力、表現力等及び（3）学びに向かう力、人間性等の指導内容の重点化を図ることを示したものである。

(ウ) 運動やスポーツとの多様な関わり方を重視した内容及び内容の取扱いの充実

豊かなスポーツライフの実現を重視し、スポーツとの多様な関わり方を楽しむことができるようにする観点から、体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することができるよう、共生の視点を踏まえて指導内容を示すこととした。

また、「内容の取扱い」及び「指導計画の作成と内容の取扱い」に、生徒が選択して履修できるようにすることや、体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず運動やスポーツを楽しむことができるようにすることを示すとともに、生徒の困難さに応じた配慮の例を示した。

(エ) 指導内容の一層の明確化

生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する基礎を培うことを重視し、指導と評価の一体化を一層推進する観点から、（1）知識及び技能（「体づくり運動」は知識及び運動）、（2）思考力、判断力、表現力等、（3）学びに向かう力、人間性等の指導内容を一層明確にするため、解説において、従前、技能及び思考・判断で示していた例示を、全ての指導内容で示すこととした。

(オ) 体づくり運動

「体づくり運動」については、体を動かす楽しさや心地よさを味わわせるとともに、健康や体力の状況に応じて体力を高める必要性を認識させ、学校の教育活動全体や実生活で生かすことができるよう改善を図ることとした。

具体的には、「体ほぐしの運動」において、第 1 学年及び第 2 学年では、「心と体の関係に気付き、体の調子を整え、仲間と交流するための手軽な運動や律動的な運動を行うこと」を改め、「手軽な運動を行い、心と体との関係や心身の状態に気付き、仲間と積極的に関わり合うこと」とした。第 3 学年では、「心と体は互いに影響し変化することに気付き、体の状態に

応じて体の調子を整え、仲間と積極的に交流するための手軽な運動や律動的な運動を行うこと」を改め、「手軽な運動を行い、心と体は互いに影響し変化することや心身の状態に気付き、仲間と自主的に関わり合うこと」を内容として示した。

また、従前、「体力を高める運動」として示していたものを、第1学年及び第2学年で「体の動きを高める運動」、第3学年で「実生活に生かす運動の計画」として新たに示した。

なお、引き続き、全ての学年で履修させることとするとともに、「指導計画の作成と内容の取扱い」に、授業時数を各学年で7単位時間以上を配当することを示した。

また、体育分野と保健分野の相互の関連を図るため、引き続き、「ストレスへの対処」など保健分野の指導との関連を図った指導を行うものとした。

(カ) 器械運動

「器械運動」については、従前どおり、「マット運動」、「鉄棒運動」、「平均台運動」及び「跳び箱運動」の4種目で構成するとともに、「内容の取扱い」に、第1学年及び第2学年においては、「マット運動」を含む二つを選択して履修できるようにすることを、第3学年においては、「マット運動」、「鉄棒運動」、「平均台運動」及び「跳び箱運動」の中から選択して履修できるようにすることを示した。

(キ) 陸上競技

「陸上競技」については、従前どおり、投てき種目を除く競走種目及び跳躍種目で構成しているが、バトンの受渡しの指導内容を新たに示すとともに、「内容の取扱い」に、競走種目及び跳躍種目の中からそれぞれ選択して履修できるようにすることを示した。

(ク) 水泳

「水泳」については、従前どおり、第1学年及び第2学年で、「クロール」、「平泳ぎ」、「背泳ぎ」及び「バタフライ」を示すとともに、第3学年で、それらに加えて、これまで身に付けた泳法を活用して行う「複数の泳法で泳ぐこと、又はリレーをすること」を示した。

また、「内容の取扱い」に、「学校や地域の実態に応じて、安全を確保するための泳ぎを加えて履修させることができること」を新たに示すとともに、引き続き、スタートの指導については、安全への配慮から、全ての泳法について水中からのスタートを扱うこととした。

なお、体育分野と保健分野の相互の関連を図るため、引き続き、「応急手当」など保健分野の指導との関連を図った指導を行うものとした。

(ケ) 球技

「球技」については、従前どおり、生涯にわたって運動に親しむ資質・能力を育成する観点から、攻防を展開する際に共通して見られるボール操作などに関する動きとボールを持たないときの動きについての課題に着目し、その特性や魅力に応じて、相手コートに侵入して攻防を楽しむ「ゴール型」、ネットを挟んで攻防を楽しむ「ネット型」、攻守を交代して攻防を楽しむ「ベースボール型」に分類し示すとともに、「内容の取扱い」に、第1学年及び第2学年においては、これらの型の全てを履修させることを示した。また、取り扱う種目については、従前から示されている種目の中から取り上げること、「ベースボール型」の実施に当たり十分な広さの運動場の確保が難しい場合は、指導方法を工夫して行うことを示した。

(コ) 武道

「武道」については、従前どおり、「柔道」、「剣道」及び「相撲」の中から選択して履修できるようにすることとした。また、「内容の取扱い」に、我が国固有の伝統と文化への理解を深める観点から、日本固有の武道の考え方に触れることができるよう、「柔道、剣道、相撲、空手道、なぎなた、弓道、合気道、少林寺拳法、銃剣道などを通して、我が国固有の伝統と文化により一層触れることができるようにすること」を新たに示すとともに、学校や地域の実態に応じて、従前から示されているなぎなたに加えて、空手道、弓道、合気道、少林寺拳法、銃剣道などについても履修させることができることを新たに示した。

(ク) ダンス

従前どおり。

(シ) 体育理論

「体育理論」について、基礎的な知識は、意欲、思考力、運動の技能などの源となるもの

であり、確実な定着を図ることが重要であることから、各領域に共通する内容や、まとまりで学習することが効果的な内容に精選するとともに、高等学校への接続を考慮して単元を構成した。内容については、従前、第1学年で指導していた「(1) ウ 運動やスポーツの学び方」の内容を第2学年で指導する内容に整理するとともに、第1学年において「ア (ウ) 運動やスポーツの多様な楽しみ方」を新たに示すなどした。そのため、従前の「運動やスポーツの多様性」、「運動やスポーツが心身の発達に与える効果と安全」、「文化としてのスポーツの意義」で構成していたことを一部改め、「運動やスポーツの多様性」、「運動やスポーツの意義や効果と学び方や安全な行い方」、「文化としてのスポーツの意義」で構成することとした。

また、各領域との関連で指導することが効果的な各領域の特性や成り立ち、技術の名称や行い方などの知識については、各領域の「(1) 知識及び技能」に示すこととし、知識と技能を相互に関連させて学習させることにより、知識の重要性を一層実感できるように配慮した。

そのため、「内容の取扱い」に、引き続き全ての学年で履修させることを示すとともに、指導内容の定着がより一層図られるよう「指導計画の作成と内容の取扱い」に、従前どおり、授業時数を各学年で3単位時間以上配当することを示した。

(ス) 体力の向上との関連

体力の向上については、「体づくり運動」及び「体育理論」の指導内容を明確にし、一層の充実が図られるよう改善した。また、その他の領域においても、それぞれの運動の特性や魅力に触れるために必要となる体力を生徒自らが高められるよう留意することとし、第1学年及び第2学年では「その運動に関連して高まる体力」、第3学年では「体力の高め方」を内容の「(1) 知識及び技能」に示した。

(セ) スキー、スケートや水辺活動など（野外活動）

従前どおり、地域や学校の実態に応じて積極的に行うことに留意するものとした。

(ソ) 能率的で安全な集団としての行動の仕方（集団行動）

従前どおり、「体づくり運動」から「ダンス」までの領域において適切に行うものとした。

(タ) 運動やスポーツの多様な楽しみ方の学習の充実

障害の有無等にかかわらず運動やスポーツに親しむ資質・能力を育成するため、特別な配慮を要する生徒への手立て、共生の視点に基づく各領域における指導の充実、男女共習の推進などについて、「学びに向かう力、人間性等」の指導内容及び「指導計画の作成と内容の取扱い」に新たに示した。

〔保健分野〕

(ア) 資質・能力の育成に向けた内容構造の見直し

保健については、「保健の見方・考え方」を働かせて、保健に関する資質・能力を育成する観点から、健康に関する「知識及び技能」、健康に関する課題の発見・解決等のための「思考力、判断力、表現力等」に対応した内容を示すこととした。その際、従前の内容を踏まえて「健康な生活と疾病の予防」「心身の機能の発達と心の健康」、「傷害の防止」及び「健康と環境」の四つの内容で構成した。

(イ) 内容の改訂

個人生活における健康に関する課題を解決することを重視する観点から、従前から示されていた中学校における基礎的な知識、ストレス対処や心肺蘇生法等の技能に関する内容、及び健康に関わる事象や健康情報から自他の健康に関する課題を発見し、よりよい解決に向けて取り組む思考力、判断力、表現力等の内容を示すこととした。その際、従前の内容を踏まえるとともに、個人生活における健康に関する課題を解決することを重視する観点から配列を見直し、「健康な生活と疾病の予防」、「心身の機能の発達と心の健康」、「傷害の防止」及び「健康と環境」の四つの内容で構成した。

また、小学校及び高等学校の「保健」の内容を踏まえた系統性ある指導ができるよう、次のような改訂を行った。

㊦ 健康な生活と疾病の予防

「健康な生活と疾病の予防」については、個人生活における健康に関する課題を解決することを重視する観点から、内容を学年ごとに配当することとした。その際、現代的な健康に関する課題への対応及び指導内容の系統性の観点から、健康の保持増進には、年齢、生活環境等に応じた運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続ける必要があること、生活習慣病などは、運動不足、食事の量や質の偏り、休養や睡眠の不足などの生活習慣の乱れが主な要因となって起こること、また、生活習慣病の多くは、適切な運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を実践することによって予防できることを示し、生活習慣病などの予防でがんを取り扱うことを示した。

また、「健康な生活と疾病の予防」についての思考力、判断力、表現力等を育成する観点から、新たに、健康な生活と疾病の予防について、課題を発見し、その解決に向けて思考し判断するとともに、それらを表現することを示した。

① 心身の機能の発達と心の健康

「心身の機能の発達と心の健康」については、従前の内容の理解を深めることにするとともに、新たに、ストレスへの対処についての技能の内容を示した。また、心身の機能の発達と心の健康についての思考力、判断力、表現力等を育成する観点から、新たに、心身の機能の発達と心の健康について、課題を発見し、その解決に向けて思考し判断するとともに、それらを表現することを示した。

また、保健分野と体育分野の相互の関連を図るため、引き続き、「A体づくり運動」など体育分野の指導との関連を図った指導を行うものとした。

② 傷害の防止

「傷害の防止」については、従前の内容に加えて、心肺蘇生法などの応急手当の技能の内容を明確に示した。また、傷害の防止についての思考力、判断力、表現力等を育成する観点から、新たに、傷害の防止について、危険の予測やその回避の方法を考え、それらを表現することを示した。

また、保健分野と体育分野の相互の関連を図るため、引き続き、水泳など体育分野の指導との関連を図った指導を行うものとした。

③ 健康と環境

「健康と環境」については、従前の内容の理解を深めることにするとともに、健康情報を適切に選択し、健康と環境についての思考力、判断力、表現力等を育成する観点から、新たに、健康と環境に関する情報から課題を発見し、その解決に向けて思考し判断するとともに、それらを表現することを示した。

高等学校保健体育科

(3) 内容及び内容の取扱いの改善

「体育」

ア 資質・能力の三つの柱を踏まえた内容構造の見直し

「体育」については、「体育」において育成を目指す資質・能力を明確にするとともに、豊かなスポーツライフを継続する資質・能力を育成する観点から、運動に関する「知識及び技能」（中学校段階以降の知識では、運動の技能につながる知識のみならず、運動の成り立ちや多様な楽しみ方につながる知識等も含む）、運動課題等の発見・解決のための「思考力、判断力、表現力等」、主体的に学習に取り組む態度等の「学びに向かう力、人間性等」に対応した内容を示すこととした。その際、児童生徒の発達の段階を踏まえて、学習したことを実生活や実社会に生かすとともに、卒業後においても運動の習慣化や運動やスポーツへの多様な関わり方につなげ、豊かなスポーツライフを継続することができるよう、小学校、中学校、高等学校を通じた系統性を踏まえて、引き続き指導内容の体系化を図ることを重視した。

なお、「体育」においては、「学びに向かう力、人間性等」の内容は、生涯にわたる豊かなスポーツライフの継続に向けた体育学習に関わる態度に対応した、公正、協力、責任、参画、共生及び健康・安全の具体的な指導内容を示すとともに、それらの学習を通して、スポーツの価値を実感するとともに、楽しさや喜びを深く味わうことに主体的に取り組む態度を醸成することとした。

イ 12年間の系統性を踏まえた指導内容の見直し

3年間の見直しをもった年間指導計画の作成及び指導計画の実施、評価、改善等を重視した「カリキュラム・マネジメント」を実現する観点及び「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進する観点から、小学校から高等学校までの12年間を見通して、「各種の運動の基礎を培う時期」、「多くの領域の学習を経験する時期」、「卒業後も運動やスポーツに多様な形で関わるができるようにする時期」といった発達の段階のまとまりを踏まえ、系統性を踏まえた指導内容の見直しを図るとともに指導内容の重点化を図ることとした。

具体的には、中学校第3学年との接続を重視し、指導内容の系統性を改めて整理して示すとともに、各領域における(2)思考力、判断力、表現力等及び(3)学びに向かう力、人間性等の指導内容の重点化を図ることとしたものである。

ウ 運動やスポーツとの多様な関わり方を重視した内容及び内容の取扱いの充実

豊かなスポーツライフを継続していくためには、運動の技能を高めていくことのみならず、体力や技能の程度、性別や障害の有無、目的等の違いを越えて、運動やスポーツの多様な楽しみ方を社会で実践することが求められる。そのため、新たに共生の視点を踏まえて指導内容を示すこととした。

また、「内容の取扱い」及び「指導計画と内容の取扱い」に、生徒が選択して履修できるようにすること、体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず運動やスポーツを楽しむことができるよう男女共習を原則とすることを示すとともに、生徒の困難さに応じた配慮の例を示した。

エ 指導内容の一層の明確化

指導と評価の一体化を一層推進する観点から、(1)知識及び技能（「体づくり運動」は知識及び運動）、(2)思考力、判断力、表現力等、(3)学びに向かう力、人間性等の指導内容を一層明確にするため、解説において、従前、技能及び思考・判断で示していた例示を、全ての指導内容で示すこととした。

オ 学び直しの充実

高等学校においては、社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付ける「共通性の確保」の観点と、一人一人の生徒の進路に応じた多様な可能性を伸ばす「多様性への対応」の観点を軸としつつ、育成を目指す資質・能力を明確にし、それらを育てていくことが大切である。

特に、共通性の確保の観点からは、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることが、高等学校保健体育科で育成を目指す資質・能力を身に付ける視点からも重要である。そのため、入学年次においては、引き続き中学校第3学年の内容を取り上げ、解説において、入学年次とその次の年次以降の学習のねらいや内容をそれぞれ具体的に示すこととした。

カ 体づくり運動

「体づくり運動」については、生徒の運動経験、能力、興味、関心等の多様化の現状を踏まえ、体を動かす楽しさや心地よさを味わわせるとともに、健康や体力の状況に応じて自ら体力を高める方法を身に付けさせ、地域などの実社会で生かせるよう改善を図った。

具体的には、「体ほぐしの運動」において、「心と体は互いに影響し変化することに気付き、体の状態に応じて体の調子を整え、仲間と積極的に交流するための手軽な運動や律動的な運動を行うこと」を改め、「手軽な運動を行い、心と体は互いに影響し変化することや心身の状態に気付き、仲間と主体的に関わり合うこと」を内容として示した。

また、従前「体力を高める運動」として示していたものを、体力の必要性を認識し、日常的に継続して高める能力の向上が重要であることから、「実生活に生かす運動の計画」として新たに示した。

なお、「保健」との関連を図った指導を充実する観点から、「内容の取扱い」に、「保健」における精神疾患の予防と回復などの内容との関連を図ることを引き続き示した。

また、引き続き、各年次において全ての生徒に履修させることとし、指導内容の定着がより一層図られるよう、「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」に、授業時数を「各年次で7～10 単位時間程度」を配当することを示した。

キ 器械運動

従前どおり。

ク 陸上競技

「陸上競技」については、従前どおり、「競走」、「跳躍」、「投てき」に示した運動で構成しているが、バトンの受渡しの指導内容を新たに示した上で、これらの中から選択して履修できるようにすることとした。

ケ 水泳

「水泳」については、従前どおり、「クロール」、「平泳ぎ」、「背泳ぎ」、「バタフライ」及び「複数の泳法で長く泳ぐこと又はリレーをすること」の中から選択して履修できるようにすることとした。

また、内容の取扱いに、「泳法との関連において水中からのスタート及びターンを取り上げること」及び「入学年次の次の年次以降は、安全を十分に確保した上で、学校や生徒の実態に応じて段階的な指導を行うことができること」を新たに示した。

なお、「保健」との関連を図った指導を充実する観点から、「保健」における応急手当の内容との関連を図ることを引き続き示した。

コ 球技

「球技」については、従前どおり、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育成する観点から、攻防を展開する際に共通して見られるボール操作などに関する動きとボールを持たないときの動きについての学習課題に着目し、その特性や魅力に応じて、相手コートに侵入して攻防を楽しむ「ゴール型」、ネットを挟んで攻防を楽しむ「ネット型」、攻守を交代して攻防を楽しむ「ベースボール型」に分類し示した。

サ 武道

「武道」については、従前どおり、「柔道」又は「剣道」のいずれかを選択して履修できるようにすることとした。

また、内容の取扱いに、我が国固有の伝統と文化への理解を深める観点から、日本固有の武道の考え方に触れることができるよう、「柔道、剣道、相撲、空手道、なぎなた、弓道、合気道、少林寺拳法、銃剣道などを通して、我が国固有の伝統と文化により一層触れることができるようにすること」を新たに示すとともに、学校や地域の実態に応じて、従前から示さ

れている相撲、なぎなた、弓道に加えて、空手道、合気道、少林寺拳法、銃剣道などについても履修させることができることを新たに示した。

シ ダンス

従前どおり。

ス 体育理論

「体育理論」については、スポーツの意義や価値の理解につながるよう、従前、(1) スポーツの歴史、文化的特性や現代のスポーツの特徴、(2) 運動やスポーツの効果的な学習の仕方、(3) 豊かなスポーツライフの設計の仕方と構成していたことを一部改め、(1) スポーツの文化的特性や現代のスポーツの発展、(2) 運動やスポーツの効果的な学習の仕方、(3) 豊かなスポーツライフの設計の仕方と構成することとした。

また、各領域との関連で指導することが効果的な技術の名称や行い方、課題解決の方法などの知識については、各領域の「(1) 知識及び技能」に示すこととし、知識と技能を相互に関連させて学習させることにより、知識の重要性を一層実感できるように配慮した。そのため、「内容の取扱い」に、引き続き、各年次において全ての生徒に履修させることを示すとともに、指導内容の定着がより一層図られるよう「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」に、授業時数を各年次で6単位時間以上を配当することを示した。

セ 体力の向上との関連

体力の向上については、「体づくり運動」、「体育理論」の指導内容を一部見直し、カリキュラム・マネジメントの視点から保健及び体育・健康に関する指導等との一層の充実が図られるよう改善した。また、その他の領域においても、それぞれの運動の特性や魅力に触れるために必要となる体力を生徒自らが高められるよう留意することとし、「体力の高め方」を内容の「(1) 知識及び技能」に示した。

ソ スキー、スケートや水辺活動など（野外の運動）

従前どおり。

タ 能率的で安全な集団としての行動の仕方（集団行動）

従前どおり。

「保健」

ア 「保健」の内容

「保健」の内容については、個人及び社会生活における健康・安全に関する理解を通して健康についての総合的な認識を深め、保健の見方・考え方を働かせ、生涯を通じて自他や社会の健康に関する課題を解決していくための資質や能力の育成を図ることに重点を置き、小学校、中学校の内容を踏まえた系統性のある指導ができるよう、次のような改訂を行った。

また、指導に当たっては、心と体を一体的に捉えるとともに、「保健」と「体育」の内容を密接に関連付けて取り扱うよう配慮するものとした。

イ 内容の構成

内容のまとめりについては、個人及び社会生活における健康課題を解決することを重視する観点から、従前の「現代社会と健康」、「生涯を通じる健康」及び「社会生活と健康」の3項目を「現代社会と健康」、「安全な社会生活」、「生涯を通じる健康」及び「健康を支える環境づくり」の4項目とした。内容については、個人及び社会生活に関する事項を正しく理解し、思考・判断・表現できるようにするため、他教科及び小学校、中学校の内容との関連を考慮して高等学校における基礎的事項を明確にした。

具体的には、個人及び社会生活における健康課題を解決することを重視する観点から、精神疾患やがんを含めた生活習慣病などの現代的な健康課題の解決に関わる内容、応急手当の技能を含めた安全な社会生活に関する内容、ライフステージにおける健康の保持増進や回復に関わる内容及び人々の健康を支える環境づくりに関する内容等を充実した。その際、心身の健康の保持増進の実践力を育成するため、単なる暗記や知識理解にとどまらず、自他の健康やそれを支える環境づくりに関心をもてるようにし、健康に関する課題を解決する学習活動を取り入れるなど、保健の資質や能力が育成されるよう指導方法の工夫を行うとともに、

適切な意思決定や行動選択及び健康を支える環境づくりが必要であることを示した。

ウ 現代社会と健康

「現代社会と健康」については、我が国の疾病構造や社会の変化に対応して、健康課題や健康の考え方が変化するとともに、様々な健康への対策、健康増進の在り方が求められていることを踏まえて、現代における健康課題とその予防及び対策について内容を整理し充実した。その際、国民の健康課題や健康の考え方を充実して示すとともに、現代の感染症とその予防、生活習慣病などの予防と回復、喫煙、飲酒、薬物乱用と健康について項目を立てて充実することとした。特に生活習慣病などの予防と回復にがんを取り上げるとともに、精神と健康の内容を改善し、精神疾患の予防と回復の内容を新しく示し、より現代における健康課題に対応することとした。

なお、従前示されていた交通安全と応急手当については、新しい内容のまとまりである「安全な社会生活」に移動することとした。

エ 安全な社会生活

「安全な社会生活」については、小学校、中学校の系統性及び安全に関する指導を重視する観点から、新たに示すこととした。その際、従前「現代社会と健康」に示されていた交通安全と応急手当に関する内容を重視するとともに、高等学校の個人及び社会生活に関する健康・安全を重視する観点から、交通安全を含めた安全な社会づくりを明確にした。また、心肺蘇生法等の応急手当についての技能の内容を明確にした。

オ 生涯を通じる健康

「生涯を通じる健康」については、従前の内容を踏まえて、生涯にわたって健康を保持増進していくためには、生涯の各段階の健康課題に応じた自己の健康管理と環境づくりが重要であることを示した。

また、従前「社会生活と健康」に示されていた労働と健康について、生涯の各段階と関連が深いことから、ここに位置付けた。

なお、これまで「生涯を通じる健康」に示されていた保健・医療制度及び地域の保健・医療機関などの活用や様々な保健活動に関する内容は、自然環境、社会環境を含めた「健康を支える環境づくり」の内容に移動することとした。

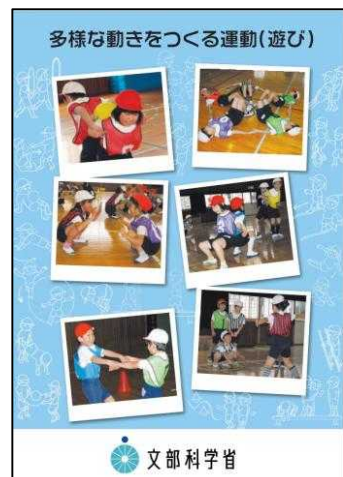
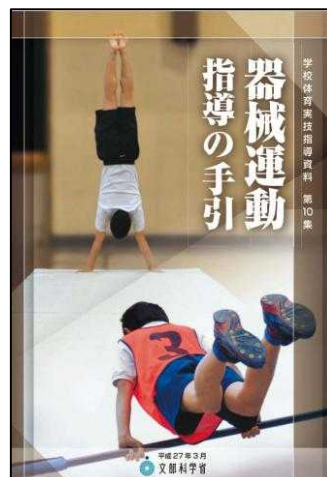
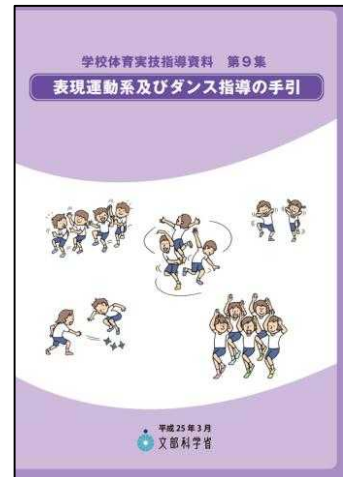
カ 健康を支える環境づくり

「健康を支える環境づくり」については、自然環境だけでなく、個人を取り巻く社会の制度、活動などの社会環境などが深く関わっている。したがって、全ての人が健康に生きていくためには、個人が健康的な行動を選択するとともに、環境と健康、食品の安全性の確保のための環境づくりや保健・医療機関等の社会環境の活用を推進していくことが必要であるという考え方を重視し、内容を整理し明確にした。具体的な内容としては、従来「社会生活と健康」に示されていた自然環境を中心とした環境と健康、食品と健康を引き続き示すとともに、社会環境に関することとして、保健・医療制度及び地域の保健・医療機関などの適切な活用、我が国や世界において様々な保健活動や対策などが行われていることについての内容を、ここに位置付けた。さらに、健康に関する環境づくりと社会参加に関する内容を新たに位置付けた。

文部科学省発行の指導資料

https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1330884.htm

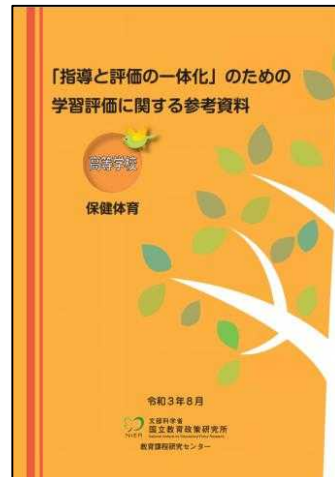
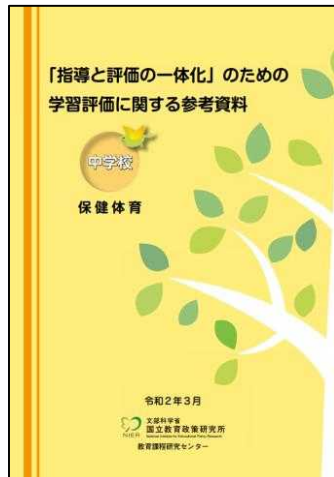
文部科学省ホームページ指導資料集



国立教育政策研究所参考資料

<https://www.nier.go.jp/kaiatsu/shidousiryu.html>

国立教育政策研究所ホームページ



文部科学省発刊の保健教育関連資料

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353636.htm

文部科学省ホームページ



文部科学省発行のがん教育参考資料

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1370005.htm

文部科学省ホームページ



公益財団法人日本学校保健会の保健授業動画

<https://www.gakkohoken.jp/>

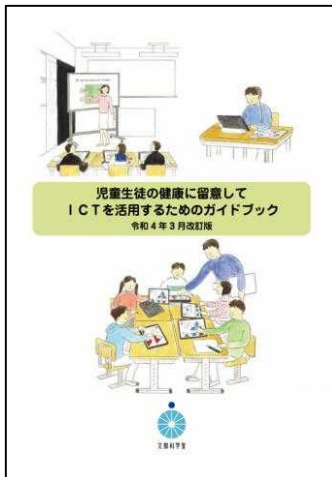
公益財団法人日本学校保健会ポータルサイト



文部科学省発行のICT機器活用参考資料

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/20220329-mxt_kouhou02-1.pdf

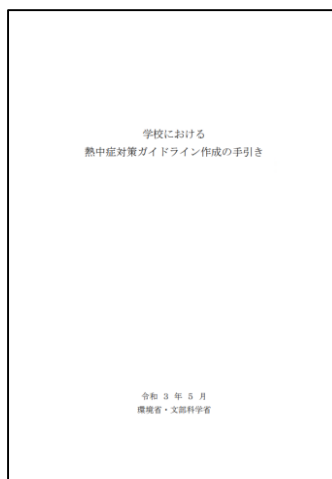
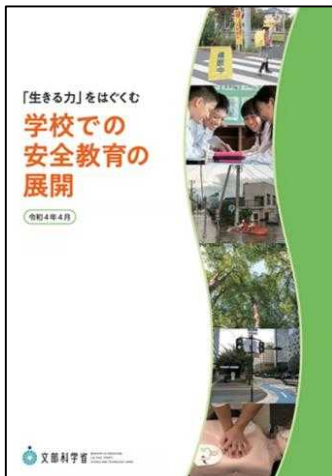
文部科学省ホームページ、スポーツ庁ホームページ、文部科学省StuDX Styleサイト



事故防止等参考資料

<https://anzenyouiku.mext.go.jp/>

文部科学省×学校安全サイト、独立行政法人日本スポーツセンター、環境省



環境省：熱中症予防情報サイト

<https://www.wbgt.env.go.jp/>

日本スポーツ振興センター：災害共済給付Web

<https://www.ipnsport.go.jp/anzen/>

【参考】がん教育外部講師活用資料

がん教育外部講師活用状況(文部科学省 令和5年度がん教育実施状況調査)

	全体			小学校			中学校			高等学校		
	学校数	活用校数	割合	学校数	活用校数	割合	学校数	活用校数	割合	学校数	活用校数	割合
新潟	848	85	10.0	462	27	5.8	261	51	19.5	125	7	5.6
全国	35,800	4,459	12.5	19,405	2,056	10.6	10,839	1,779	16.4	5,556	624	11.2


新潟県がん教育外部講師活用事業

- ・がん教育外部講師リスト作成・配付

リスト掲載	団 体：医療機関 6 機関 個 人：医療関係者 11 名、がん経験者等 4 名
活用実績 (R7)	15 校 (小3、中12、高3)、2043 名 (小82、中780、高1181)

- ・がん教育指導者研修会 (がん専門医やがん経験者、大学教授を講師とした教職員等対象の研修会)

がん教育外部講師活用手順等

	企 画	打合せ	準備・事前指導
学 校 内	保健主事、授業を担当する保健体育教諭、学級担当等を中心に核となる教員を決め、外部講師を活用したがん教育を企画する。 ◎テーマは？ ◎いつ？ ◎だれを講師に？	外部講師を活用したがん教育の実施に向けて教職員間の共通理解を図り、実施内容などについて話し合う。 	当日児童生徒に配布する資料や使用する視聴覚機材の準備。 ※必要な場合は事前学習・事前指導、アンケートなどを行う。
関係者との調整	外部講師を活用したがん教育の企画に合わせて、関係機関に講師の派遣を依頼する。 ・事前打診 ・正式依頼状送付 ・打合せ日程調整 ・報償費、旅費の確認	外部講師を活用したがん教育の講師予定者と当日の指導内容や指導方法について打ち合わせる。 ・詳細な日程 ・講師と学校の役割分担 ・準備品 ◎指導上の留意事項確認	資料や視聴覚機材についての確認。 講師と教員との役割分担の確認。 配慮を要する生徒への対応確認。

☆ 外部講師の専門性が十分に生かされるよう工夫する
☆ 学校教育活動全体で健康教育の一環として行う
☆ 発達段階を踏まえた指導を行う

外部講師を活用する手順について がん教育外部講師活用の手順 (授業内容について)

	外部講師を活用したがん教育	事後指導	評価・まとめ
学 校 内	本時におけるがん教育の目標・ねらいの説明。講師の紹介など。	学校の実情に応じて、各教科等の学習内容と関連付けた指導を行う。 児童生徒と外部講師との質疑応答の機会を設けるとともに、振り返りの時間を確保する。	成果や課題について担当者で話し合い、次年度の外部講師を活用したがん教育に生かす。 この結果をすべての教職員で共有する。
関係者との調整	講師との最終確認を行い、がん教育を実施する。	外部講師に授業実施後の感想などを尋ねるとともに、児童生徒からの質問や感想などを提供し、指導者上の課題や児童生徒の実施後の指導などについて話し合う。	講師及び講師の所属先にお礼状を送付する。

学校におけるがん教育の手引き 新潟県ホームページ(教育庁 保健体育課)



目 次	
1. 実施目的	1
2. 実施方針	2
3. 実施体制	3
4. 実施内容	4
5. 実施時期	5
6. 実施方法	6
7. 実施評価	7
8. 実施記録	8
9. 実施報告	9
10. 実施結果	10
11. 実施評価	11
12. 実施記録	12
13. 実施報告	13
14. 実施結果	14
15. 実施評価	15
16. 実施記録	16
17. 実施報告	17
18. 実施結果	18
19. 実施評価	19
20. 実施記録	20
21. 実施報告	21
22. 実施結果	22
23. 実施評価	23
24. 実施記録	24
25. 実施報告	25
26. 実施結果	26
27. 実施評価	27
28. 実施記録	28
29. 実施報告	29
30. 実施結果	30
31. 実施評価	31
32. 実施記録	32
33. 実施報告	33
34. 実施結果	34
35. 実施評価	35
36. 実施記録	36
37. 実施報告	37
38. 実施結果	38
39. 実施評価	39
40. 実施記録	40
41. 実施報告	41
42. 実施結果	42
43. 実施評価	43
44. 実施記録	44
45. 実施報告	45
46. 実施結果	46
47. 実施評価	47
48. 実施記録	48
49. 実施報告	49
50. 実施結果	50
51. 実施評価	51
52. 実施記録	52
53. 実施報告	53
54. 実施結果	54
55. 実施評価	55
56. 実施記録	56
57. 実施報告	57
58. 実施結果	58
59. 実施評価	59
60. 実施記録	60
61. 実施報告	61
62. 実施結果	62
63. 実施評価	63
64. 実施記録	64
65. 実施報告	65
66. 実施結果	66
67. 実施評価	67
68. 実施記録	68
69. 実施報告	69
70. 実施結果	70
71. 実施評価	71
72. 実施記録	72
73. 実施報告	73
74. 実施結果	74
75. 実施評価	75
76. 実施記録	76
77. 実施報告	77
78. 実施結果	78
79. 実施評価	79
80. 実施記録	80
81. 実施報告	81
82. 実施結果	82
83. 実施評価	83
84. 実施記録	84
85. 実施報告	85
86. 実施結果	86
87. 実施評価	87
88. 実施記録	88
89. 実施報告	89
90. 実施結果	90
91. 実施評価	91
92. 実施記録	92
93. 実施報告	93
94. 実施結果	94
95. 実施評価	95
96. 実施記録	96
97. 実施報告	97
98. 実施結果	98
99. 実施評価	99
100. 実施記録	100

外部講師活用のポイント

- 学校が主体となって企画・運営を行う。
- 核となる教員や授業を担当する教員だけでなく、全ての教職員の共通理解のもとに進める。
- 学校での取組内容を保護者や関係機関などに周知・共有することにより、連携体制を構築する。
- 年度当初の職員会議等で、「学校保健計画」に基づき外部講師を活用したがん教育の開催予定を周知するなど、情報を共有する。